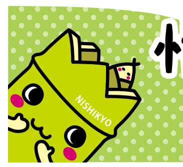

情報コーナー

特に記載のないものについては、**事前申込不要、料金無料**

時…日時、時期　所…場所　対…対象　内…内容
定…定員　￥…費用　要…必要な物　申…申込み
問…問合せ　休…休日　！…注意

保　険

国民健康保険、後期高齢者医療

◆国保、後期高齢者医療の特別徴収（年金からの引き落とし）による保険料の納付

2月に保険料を特別徴収により納めた方は、原則として29年度分保険料も特別徴収により納めることとなります。4月、6月、8月については、2月と同額を仮徴収し、国保は6月に、後期高齢者医療は7月に決定する年間保険料額から仮徴収額を除いた残額を10月、12月、30年2月の3回に分割して徴収します。

◆保険料の納め忘れはありませんか

災害その他の特別な事情もなく保険料を滞納されていると、有効期限を短縮した保険証の交付や財産の差押えなどを行うことがあります。特別な事情により納付が困難な方は、早急にご相談ください。

問区役所保険年金課（☎381・7406、7407）
　支所保険年金課　（☎332・9297）

高額医療・高額介護合算療養費制度に関する申請をお忘れなく

医療と介護の両方の保険制度を利用している方で、1年間（8月から翌年7月まで）の自己負担額を合計した結果、限度額を超える場合に、超えた額を支給するものです。手続については、7月31日現在、後期高齢者医療の対象の方は保険年金課で、それ以外の医療保険に加入されている方は、加入されている医療保険と介護保険の両方で行ってください。

問＜国民健康保険、後期高齢者医療＞
　区役所保険年金課（☎381・7409）
　支所保険年金課　（☎332・9298）
　＜介護保険＞
　区役所福祉介護課（☎381・7638）
　支所福祉介護課　（☎332・9274）
　＜上記以外の医療保険＞加入先の医療保険

国民年金 こんなときには必ず届出を

国内在住の20～59歳の方は、第1号被保険者として国民年金に加入することとなっています（第2号被保険者（厚生年金の加入者）、第3号被保険者（その配偶者）を除く）。

次のいずれかに該当する場合で、**加入の届出がまだの方は、至急届出をしてください。**◆20歳になったとき ◆会社などを退職し、厚生年金保険の資格を失ったとき ◆第3号被保険者が厚生年金保険の加入者の扶養から外れたとき

※国内在住の60～64歳の方や海外在住の20～64歳の日本人の方は、希望すれば国民年金に加入できます。

！◆加入の届出をしていなかったり、保険料を未納のままにしたりしておくと、老齢基礎年金が受給できなくなったり、**万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない**ことがあります。

問区役所保険年金課（☎381・7409）
　支所保険年金課　（☎332・9298）

年金の受給資格期間が短縮されます

8月（9月分の年金）から老齢基礎年金等を受け取るのに必要な受給資格期間(保険料納付済期間と免除期間等の合計）が、25年から10年に短縮されます。この制度改正により新たに年金を受給できる方等で、日本年金機構で基礎年金番号等により住所および加入期間等を把握できる方に対しては、日本年金機構から請求書が送付されますので、お手続きください。

納付・免除期間だけでは受給資格期間を満たしていない方についても、配偶者の厚生年金保険加入期間や学生、海外在住等の期間が過去にある方については、受給資格期間を満たす場合がありますので、年金事務所などにご相談ください。

問日本年金機構(☎0570･05・1165)
　※050で始まる番号からかける場合は
　（☎03･6700・1165)

福　祉

母子・父子家庭自立支援給付金

ひとり親家庭の親の就業に向けた能力開発を支援します。

①自立支援教育訓練給付金

内厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の60％（上限20万円、下限1万2千円）を支給！所得制限あり。

②高等職業訓練促進給付金

内看護師（准看護師を含む）、介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、歯科技工士、視能訓練士、言語聴覚士、製菓衛生師、調理師の資格取得のため、法令の定めによる養成機関で1年以上のカリキュラムを修業する場合に、市民税非課税世帯については月額10万円の給付金と5万円の修了支援給付金を、市民税課税世帯については月額7万5百円の給付金と2万5千円の修了支援給付金を支給！受給要件あり

③ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付

内②の資格取得のための養成機関の入学時に入学準備金（限度額50万円以内）･就職時に就職準備金（限度額20万円以内）を貸付！資格取得後等の状況により返還金が免除になる場合あり

対①～③いずれも母子家庭の母、父子家庭の父申・問①③は受講申込み前（③は要事前相談)、②は入学後速やかに、区役所支援保護課(☎381･7665)または支所支援保護課(☎332･9195)へ。

重度障害者タクシー利用券の更新

現在お持ちの利用券の有効期限は3月31日です。4月以降も利用を希望される方は、3月23日（木）以降に、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と印鑑（朱肉使用のもの）を持参のうえ、継続交付の手続をしてください。

申・問
＜身体障害、知的障害の方＞
　区役所支援保護課(☎381･7666)
　支所支援保護課　(☎332･9275)
＜精神障害の方＞
　保健センター健康づくり推進課
　　　　　　　　　(☎392･5690)
　支所健康づくり推進室(☎332･8140)

福祉・ボランティア団体の活動を助成

区内で活動する団体に対し、共同募金の配分金により、活動費や備品整備費などの助成をします。

申4月18日（火）までに西京区社会福祉協議会または同ホームページで配布する申込書に必要事項を記入の上、郵送、FAXまたは持参で。※申請の相談会を4月6日（木）14～16時 区役所2階会議室で開催。

問西京区社会福祉協議会（☎394・5711、FAX394・5712、〒615－8083西京区桂艮町23－4）

健　康

犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の飼い犬は、生涯に一度の登録と年1回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられています。￥未登録の犬（登録と注射）：6,900円、登録済みの犬（注射のみ）：3,300円！①犬を制御できる人が連れてきてください。②糞（ふん）尿の始末をするなど、まわりに迷惑をかけないようにしてください。※登録済みの犬が亡くなった場合や所有者・所在地等に変更がある場合は、保健センターで手続をしてください。

日時		場所
4／4	14時～15時半	桂坂小
5	14時～14時45分	松尾小
	15時15分～16時	桂川小
6	14時～14時45分	樫原小
	15時15分～16時	松陽小
7	14時～14時45分	境谷小
	15時15分～16時	上里小
10	14時～14時半	嵐山東小
11	14時～14時45分	新林小
	15時15分～16時	福西小
12	14時～14時45分	桂東小
	15時15分～16時	川岡東小
13	14時～15時	JA京都中央大原野支店
14	14時～14時半	大原野外畑公民館
16※	14時～15時半	西京保健センター

お住まいの学区・地域にかかわらず、どの会場でも接種可。　※16日のみ日曜に実施

！車での来場は不可

問保健センター衛生課（☎392・5770)
※4月3日以降は医療衛生センター（仮）
　（☎746・7214）にお電話ください。

犬や猫などのペットが亡くなった場合

死体の引取りは、死獣受付センター
（☎0120・100・921、
　携帯から☎0570・000・614）へ。

竹エクササイズ教室

内踏み竹を使った竹エクササイズと、簡単ストレッチ時4月10日（月）10～11時半（受付9時45分～）所西京保健センター対市内在住で医師から運動制限されていない18歳以上の方定先着20名要運動しやすい服装、飲み物、タオル申・問3月27日（月）8時半から保健センター健康づくり推進課（☎392・5690）へ電話で。！グループでの申込みは不可。※場所が変更になっていますので、ご注意ください。

その他

文化芸術活性化パートナーシップ事業 京都フィルハーモニー室内合奏団「これぞ超名曲コンサート」

内誰もがよく知るクラシックの名曲を演奏時3月24日（金）18時半～20時（開場18時）所西文化会館ウエスティ￥無料定448名問同会館（☎394・2005）

学校コミュニティプラザ事業　パソコン教室

時4月14日から毎週金曜日（全10回）10時半～12時所竹の里小内パソコンの基礎からデジタルカメラ画像の活用等定10名（多数抽選）￥9,600円（テキスト代等）申・問往復はがきに住所、氏名、電話番号を記入し、〒610－1144西京区大原野東竹の里町4－1竹の里小（☎332・3745）まで。**4月3日(月)必着**

学校コミュニティプラザ事業　書道教室

時5月8日（月）から第2・4月曜日(全16回)10時半～12時
所大原野小 会議室、2階「大原（おおはら）や」定10名程度￥7,000円（初回一括納入)、年間施設使用料1,000円程度
申・問往復はがきに住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、〒610-1132 西京区大原野灰方町439 大原野小(☎331・0005)まで。**4月7日(金)消印有効**

短歌・俳句教室　生徒　随時募集中!

短歌教室奇数月第1月曜日13～16時開催
俳句教室初級、中級の各コース月1回13～16時開催
問区役所まちづくり推進担当(☎381・7197)

行政書士による無料相談会

遺言、相続、成年後見、クーリングオフ等に関するご相談に応じます。

時①3月21日（火）②4月18日（火）いずれも13時半～16時（先着順）
所①区役所2階小会議室②洛西支所2階第1会議室
問京都府行政書士会
　　　　　（☎692・2500)

日本行政書士会連合会公式キャラクター　ユキマサくん

老人福祉センター

●市内在住で60歳以上の方が利用対象
●9～17時　休日、祝

西京老人福祉センター（☎392・4705)

頭の体操・漢字のおさらいのつどい内楽しく漢字に触れ、知的達成感で脳も心も満足！時3月23日（木）14時～15時半要鉛筆（黒・赤)、消しゴム

すこやか講座テーマ誤嚥性肺炎の予防・口腔体操時4月13日（木）14～15時講師西京区地域介護予防推進センター職員

洛西老人福祉センター（☎335・0766)

なつメロのつどい内平成10年以前の曲限定！※1人2曲時3月30日（木）13時～16時15分（申込者は12時50分集合）定先着20名申3月13日（月）から電話か来所で。※当センターカラオケ同好会会員は18日(土)から申込開始。！見学者は申込不要

図書館

●平日9時半～19時半 ●土、日、祝9時半～17時
休火（祝日の場合、翌平日）

西京図書館（☎392・5558)

アフロのおはなしやさんと絵本を楽しむ会
内乳幼児と保護者の方を対象とした絵本の読み聞かせや手遊びなど時3月24日（金）11時～
おたのしみ会内紙しばいと工作時4月8日（土）15時～
「たんぽぽの会」による絵本の読み聞かせ
時4月15日（土）15時～

洛西図書館（☎333・0577)

赤ちゃんと絵本をひらく会内保育士による絵本の読み聞かせや手遊びなど時3月27日（月）11時～
「子ども読書の日」記念事業おたのしみ会
内①「のはらクラブ」による絵本の読み聞かせなど②大原野中生徒による絵本の読み聞かせなど時①4月15日（土）14時～、②4月16日（日）11時～

移動図書館「こじか号」巡回（☎801･4196)

3月30日(木)☆10時～10時40分：桂東小、☆11時20分～11時50分：右京の里自治会館北側、☆13時～13時半：大原野小
4月5日(水)☆10時～10時半：松尾小、☆10時50分～11時50分：嵐山東小

こちら西京119
西京消防署　075-392-6071

平成28年中の市内の火災発生件数は256件、死者数は15名、区内は19件、死者はなしです。

出火原因は市内、区内とも「たばこ火災」が1位です。出火防止のため次のことを実践しましょう。

◆喫煙場所を決めましょう◆灰皿に水を張り、確実に火を消しましょう◆寝たばこは絶対にやめましょう◆就寝前や出掛ける前に火種が確実に消えているか確かめましょう

西京警察110番
西京警察署　075-391-0110

新入学シーズン　交通事故に注意！

新1年生が一人歩きデビューします。
◆運転者は子どもの姿を見かけたらスピードダウンを！◆保護者は、事前に通学路をお子さんと一緒に歩く練習をしましょう。練習時は、子どもの目線で安全確認や信号を見て指導しましょう。

骨髄バンクのドナー登録にご協力を

命を救えるのは、あなたかもしれません。
問市保健医療課　　　　　（☎222・3419）
保健センター健康づくり推進課（☎392・5690）
支所健康づくり推進室　　（☎332・8140）

入学・入社・転勤・・・引越しの季節に

3月26日、4月2日、9日　9時～12時
日曜日に区役所・支所を臨時開所します

業務	
住所異動	転入・転出・転居届など
戸籍届出	出生・死亡・婚姻届など
印鑑登録	印鑑登録・抹消など
証明書発行	住民票の写し，戸籍謄・抄本，印鑑登録証明書など

※上記業務でも、他の機関が閉庁している等の理由により、その場で対応できない場合があります。
※一部取り扱わない業務（税関係証明の発行など）があります。

問区役所市民窓口課（☎381・7215）
　支所市民窓口課　（☎332・9139）

※3月26日の9～12時はマイナンバーカードの交付も併せて行います（事前予約制）。事前予約については区役所マイナンバー担当（☎874・1911）、支所マイナンバー担当（☎925・7101）まで。

◆同日、以下の窓口も臨時開所します。
①エコまちステーション(ごみの分別などの説明)
　問西京エコまちステーション(☎366･0192)
　　洛西エコまちステーション(☎366･0194)
②上下水道局営業所の臨時相談窓口(上下水道に関する受付)
　問お客さまサービス推進室(☎672･7733)

住民票の写しなどは、証明書発行コーナーでも発行しています

阪急桂駅証明書発行コーナー

所阪急桂駅東口　ミュー阪急桂イースト1階（☎382・5549）
時平日　8時半～19時、土・日　8時半～17時
休祝日、振替休日、国民の休日、12/29～1/3
要運転免許証等の本人確認書類
　※印鑑登録証明書は、印鑑登録証（カード）が必要
取扱証明書①住民票の写し、②住民票記載事項証明書、③印鑑登録証明書、④税関係証明書、⑤戸籍関係証明書！④は、平日17～19時と土・日は即日発行不可。⑤は上京、中京、東山、下京区を本籍とする古い戸籍（除籍・改製原戸籍）は3月12日までは本籍地の区役所でしか発行できません。
その他のターミナル証明書発行コーナー
地下鉄四条、竹田、山科、北大路の各駅
問市地域自治推進室（☎222・3085）

市バス新ダイヤ

早朝・夜間時間帯の運行充実

朝の始発バスの時刻を早くします。

■五条通/洛西ニュータウン→西京極→京都駅**増便**
　73号系統　洛西バスターミナル（発）5:53（約20分繰上げ）
■洛西ニュータウン→松尾橋→四条烏丸**時刻繰上げ**
　29号系統　洛西バスターミナル（発）6:00（約10分繰上げ）
■洛西バスターミナル→南福西町（竹林公園前）→
　ＪＲ桂川駅**時刻繰上げ**
　特西４号系統　洛西バスターミナル（発）6:36（3分繰上げ）

夜の最終バスの時刻を遅くします。

■五条通/京都駅→西京極→洛西ニュータウン**増便**
　73号系統　京都駅前（発）22:41（約40分繰下げ）
■ＪＲ桂川駅→南福西町（竹林公園前）→
　洛西バスターミナル**時刻繰下げ**
　特西４号系統　ＪＲ桂川駅前（発）22:05（12分繰下げ）

市バス新ダイヤの実施予定日　３月18日（土）

西京区民ボウリング大会

大会結果（敬称略）			
団体	優勝	新林体育振興会	
	準優勝	松尾体育振興会	
	三位	桂坂体育振興会	
個人（男子）	優勝	瀬川 由喜徳	（福西）
	準優勝	堀井 和幸	（桂坂）
	三位	上田 珠雄	（樫原）
個人（女子）	優勝	森下 美紀	（松尾）
	準優勝	藤川 歩	（新林）
	三位	田上 小夜子	（大原野）

引越し・就職シーズン　各種届出をお忘れなく

住所変更の届出　住所を定めた日から14日以内に届出を！

種類	窓口
①市外へ転出	旧住所地の区役所、支所
②市内での住所変更	新住所地の区役所、支所 （要通知カードまたはマイナンバーカード、住民基本台帳カード ※③の方は転出証明書も必要）
③市外からの転入	

＊外国籍の方は②、③の際、在留カード、特別永住者証明書または外国人登録証明書が必要。
＊マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード所持者の転出・転入手続の特例
　事前に今までの住所地の役所に特例転出届を郵便などで送付しておくと、転出証明書を添付しなくても、転入届の提出が可能。
＊印鑑登録　市外への転出の場合は登録が抹消されるので、新住所地の役所で新たに印鑑登録を。

問区役所市民窓口課（☎381・7215)、支所市民窓口課（☎332・9139)

国民健康保険（国保）の届出　該当日から14日以内に届出を！

職場の健康保険等の被保険者とその被扶養者、生活保護受給者、後期高齢者医療の被保険者以外は、国保への加入が義務づけられています。
◆市外からの転入・転出　◆職場の健保等の加入・脱退　の際には届出を

申・問区役所保険年金課（☎381・7406)、 支所保険年金課（☎332・9297)

廃車申告等はお早めに

原動機付自転車や軽自動車等を所有しなくなった場合は、3月31日（金）までに廃車および異動の申告を。

申告・問合せ先

原動機付自転車・小型特殊自動車		西京税務センター(☎381･7248) 洛西税務センター(☎332･9170) 市納税推進担当　(☎213･5467)
3輪、4輪の軽自動車		軽自動車検査協会京都事務所(☎050･3816･1844)
125cc超～250ccのバイク	廃車したとき	京都府軽自動車協会(☎691･6516)
	廃車以外の変更のとき	京都運輸支局(☎050･5540･2061)
250cc超のバイク		京都運輸支局(☎050･5540･2061)

※軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されますので、ご注意ください。

！軽自動車や排気量が125cc超のバイクの場合で、転出や譲渡により他府県ナンバーに変更するときは、転出（譲渡）先の運輸支局等での手続きとなります。その際、本市への「税の廃車申告」も忘れずに行ってください。

水道に関する連絡先が変わります！

4月1日から外畑地域の担当部署が変わります。ご注意ください。
①水道料金の支払い、引越しなどによる水道の開栓・閉栓、使用者の名義変更等については西京営業所（☎392・8791、FAX392・4606）まで。
　※各種申込は上下水道局ホームページからも可
②給水装置工事に関することは南部給水工事課（☎406・6025、FAX682・3951）まで。

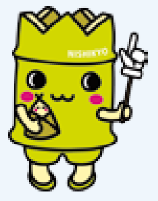

防災トピックス⑪ ～福祉避難所編～

大規模地震が発生し避難が必要となった場合、まず「地域の集合場所」に集合し、町内会ごとに指定避難所に避難します。

高齢者や障害のある方等は、指定避難所での生活を続けることが困難な状況となることが想定されるため、福祉関連施設等と事前に協定を結んだ福祉避難所があります。
【西京区内の福祉避難所は23箇所】

福祉避難所への移送対象者

１次選定対象者：要介護３以上および障害支援区分４以上の方
２次選定対象者：体調不良など指定避難所での生活の継続が困難な方（保健師等の健康調査等による所見で決定）

まず、指定避難所に避難してください。そこで、福祉避難所への移送対象者を決定します。！自宅等から直接、福祉避難所には避難できません。また、福祉避難所への移送対象とならなかった方は、指定避難所の福祉スペースで避難生活を送ります。

問区役所総務・防災担当　（☎381・7158)
　支所総務・防災担当　　（☎332・9185)

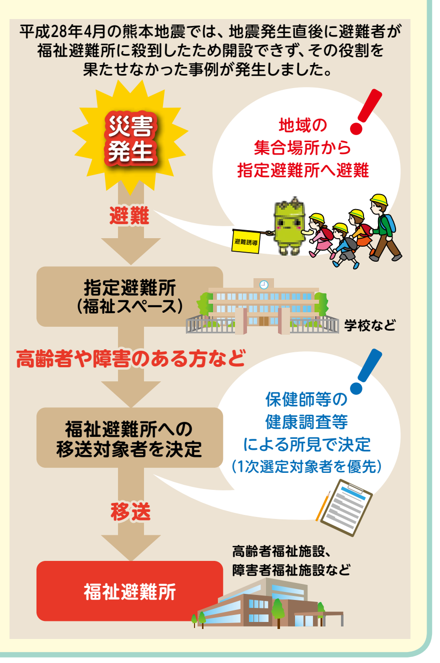
平成28年4月の熊本地震では、地震発生直後に避難者が福祉避難所に殺到したため開設できず、その役割を果たせなかった事例が発生しました。
災害発生
地域の集合場所から指定避難所へ避難
避難
避難誘導
指定避難所（福祉スペース）
学校など
高齢者や障害のある方など
保健師等の健康調査等による所見で決定（1次選定対象者を優先）
福祉避難所への移送対象者を決定
移送
高齢者福祉施設、障害者福祉施設など
福祉避難所